

## 災害時における災害応急対策業務に関する協定書

国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所長（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、災害時における千葉国道事務所所管施設等の早期情報収集及び災害応急対策（以下「災害業務」という。）及び雪害時における所管施設の除雪作業（以下「除雪作業」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所が管理又は工事中の施設等（以下「所管施設」という。）が地震・大雨・大雪等の異常な自然現象及び予期できない災害等の発生又は発生の恐れがある場合において、発生した災害に関する早期情報収集、災害業務及び除雪作業に関し必要な事項を定め、甲乙双方が協力して災害の拡大防止と所管施設の早期復旧に資することを目的とする。

### （実施区間）

第2条 「災害業務」及び「除雪作業」の実施区間は、以下のとおりとする。

〇〇出張所管内 国道〇〇号 〇〇から〇〇

- 2 災害の状況により協定者に連絡がつかない区間、又は協定を辞退して協定者が不在の区間が発生した場合等において、上記で規定する区間以外についても災害業務及び除雪作業を要請する場合がある。乙は原則としてこれに応じるものとする。
- 3 東京都23区内で震度6弱以上を観測した場合、第2条1項で示した区間以外について、甲又は乙から出動を要請出来る。

### （協力要請）

第3条 甲は所管施設に災害が発生又は発生の恐れがある場合において必要と認めるときは、乙に対し災害業務の協力を要請することができるものとする。

- 2 甲は所管施設に降雪による災害が発生又は発生の恐れがある場合において必要と認めるときは、乙に対し除雪作業の協力を要請することができる。

### （建設資機材等の報告）

第4条 本協定締結時に乙は、あらかじめ災害業務及び除雪作業の実施に際し、稼働可能な建設資機材及び人員の数量（以下「建設資機材等」という。）を把握し、甲へ書面により報告するものとする。また、建設資機材等並びに体制については毎年度4月と10月に甲へ書面により報告するものとする。

- 2 乙は前項で報告した内容に著しい変動が生じたとき、又は甲が報告を求めたときは、速やかに報告するものとする。
- 3 甲は、甲が保有する建設資機材等について、あらかじめ書面により乙に通知するものとする。

(建設資機材等の提供)

第5条 甲及び乙は、それぞれから要請があった場合、特別な理由がないかぎり相互に建設資機材等を提供するものとする。

(甲、乙相互の連絡窓口)

第6条 甲及び乙は相互の連絡窓口(乙においては、社内の指示体制を把握し、甲の要請に対し責任ある対応の出来る者)を定めるものとする。

2 甲、乙の連絡窓口(氏名、役職、連絡先(平日、休日の電話、メール等))は、甲、乙間で共有するものとし、本協定以外の目的には使用しないものとする。

(災害業務の内容)

第7条 甲が、乙に対し要請を行う災害業務の内容は以下の通りである。

① 緊急点検(パトロール)

甲の所管施設に災害が発生又は発生が予想される場合における損傷箇所等災害の把握と報告を行う。

緊急点検時は、損傷箇所や交通渋滞等の事象を確認する毎に報告を行う。

② 緊急措置

道路利用者の安全確保を図るため、危険箇所にバリケードやロープ等の設置、また危険箇所の注意喚起や交通規制の措置を周知する案内板や標識等を設置する。

また、必要に応じて甲が保有する災害対策用機械等の運搬及び操作を行う。

③ 道路啓開

緊急車両の通行の確保(原則として2車線確保とするが、災害状況によりやむを得ない場合は1車線確保とし、必要に応じて誘導員を配置)を図るため、散乱している障害物の除去や段差発生箇所の路面及び橋梁部への土嚢等による段差処理や災害対策基本法第76条の6に基づく放置車両の移動等を実施する。

④ 応急復旧

道路啓開後、甲の指示のもと、緊急輸送道路の機能を確保するため、土嚢等による段差処理をアスファルトによる簡易舗装にするなど、各災害箇所の状況に応じた段階的な復旧を実施する。

⑤ 災害対策基本法第76条6に基づく業務

⑥ その他

これらの業務を実施するに当たり甲は、乙に対し必要に応じて甲が保有する災害対策用機械等の運搬及び操作を実施する作業員の派遣を依頼することができるものとする。

(訓練)

第8条 乙は、甲が主催または参加する防災訓練に甲から参加依頼があった場合は参加するものとする。

- 2 乙は、災害対策用機械等の運搬、展開を円滑に行うために甲が実施する操作訓練に参加するものとする。

(出動の要請)

第9条 甲は、第3条(協力要請)により乙に協力を要請する場合は、書面又は電話等の方法により乙に出動を要請するものとする。ただし、甲乙相互の通信連絡が不能で乙が災害状況を把握している場合は、甲からの出動要請があったものとみなし、乙の判断で出動するものとする。但し緊急かつやむを得ない状況で、電話要請を行った場合、甲は速やかに書面を作成し、書面提示が可能となった時点で乙へ提示する。また、乙も受諾の意思を甲に書面をもって示さなければならない。

- 2 第7条(災害業務の内容)①の緊急点検は、第2条(実施区間)と同一区間内で震度6弱以上を観測した場合、甲からの出動要請があったものとみなし、自主判断により緊急点検を開始すること。

- 3 乙は、甲より出動要請を受けた場合、又は乙の判断で出動した場合は、出来る限り速やかに現場責任者を定め、甲及び当該業務実施区間を担当する出張所長(以下「出張所長」という。)に氏名・連絡先等を報告するものとする。

(災害業務の指示等)

第10条 出動後の災害業務の指示及び監督は、担当する出張所長が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。ただし、第9条(出動の要請)第1項ただし書きによる甲の出動要請が困難な場合は、乙の判断で必要な応急対策等を行うものとする。

- 2 前項のただし書きにおいて、甲と連絡が可能となった場合は、乙はその実施内容を速やかに甲及び出張所長へ報告するものとする。

- 3 東京23区内が震度6弱以上の場合で、東京23区内へ出動要請を受けた乙の出動指示、業務監督指示は甲の災害対策支部内に設置された対策班(以下「千葉県国道対策班」という。)が行うものとする。

(除雪作業の内容)

第11条 甲が乙に対し要請を行う除雪作業は、車道及び歩道等における除雪・排雪・凍結防止材の散布及び甲の指示に基づく作業とする。

なお、第2条(実施区間)以外についても除雪作業を要請する場合がある。

(除雪作業の出動要請)

第12条 甲による除雪作業の出動要請は、出張所長より乙に対し、電話もしくはメール、書面等により指示するものとする。

(除雪作業の指示)

第13条 除雪作業の作業内容は、出張所長が指示及び監督を行うものとする。乙はその指示に従うものとする。

(除雪作業の実施)

第14条 乙は第13条(除雪作業の指示)に基づく出動の指示があった場合には、直ちに出勤し要請された作業区間の除雪作業に着手するものとする。

(災害業務又は除雪作業の報告)

第15条 乙の現場責任者は、災害業務又は除雪作業の要請区間に到着し作業開始時、作業中間での状況及び作業完了時に、出張所長へその旨を電話もしくはメール等により速やかに報告するものとする。

(災害業務又は除雪作業の実施報告)

第16条 乙の現場責任者は、災害業務又は除雪作業完了後、参集場所から出発時刻・作業開始時刻・作業終了時刻及び作業者の員数、使用した建設資機材等の内訳を書面により速やかに出張所長へ報告するものとする。また、業務又は除雪作業の着手前の被災又は、降雪状況の写真を撮影するものとする。

業務途中段階、業務完了時、除雪作業完了時においても、写真の記録を残すものとし、出張所長へ実施報告書といっしょに提出するものとする。

2 第7条の緊急点検(パトロール)については、出張所長の指示する日報様式(ルート及び時刻、又は徒歩等で実施した場合はその旨を明記)を提出するものとする。

3 甲は、必要に応じて応急対策等の途中段階で使用した建設資機材等の報告を求めることができるものとする。

4 第10条(災害業務の指示等)3項の出動要請による業務完了報告は、千葉県国道対策班へ提出するものとする。

(契約の締結)

第17条 甲及び乙は、第7条に基づき乙に出動要請(第9条(出動の要請)2項及び3項及び第12条(除雪作業の出動要請)を含む)したときは、遅滞なく随意契約を締結するものとする。但し、情報連絡訓練等、実働を伴わない軽微な内容等は除く。

(費用の請求)

第18条 乙は災害業務又は除雪作業完了後、(防災訓練は除く)当該業務又は作業に要した費用の見積書を作成し、出張所長経由で甲に提出するものとする。

(費用の支払)

第19条 甲は、第17条(契約の締結)による見積書の内容を精査し、契約書に基づきその費用を支払うものとする。

(損害の負担)

第20条 災害業務又は除雪作業の実施にともない、甲乙双方の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、又は建設資機材等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後、速やかにその状況を書面により報告し、その処置について甲乙協議して定めるものとする。

(緊急通行車両)

第21条 本協定締結後、本協定に基づき乙は甲に乙が保有している緊急通行車両に登録可能な車両を事前に届け出るものとする。

(身分証明書の発行)

第22条 災害対策基本法に基づく災害業務を行う場合は、乙は甲が発行する「身分証明書」を携帯するものとする。

(有効期限)

第23条 この協定の期間は、令和5年10月1日から令和8年9月30日までとする。

(協定の解約)

第24条 甲乙において、協定を継続できない事情が発生した場合は、甲乙協議のうえ協定を解約できるものとする。

2 乙において取引停止の事実や不渡りの情報、会社更生法・民事再生法の申請等があった場合、甲は書面による通告をもって本協定を解除することができる。

(その他)

第25条 災害状況等により、第7条(災害業務の内容)で規定する以外の業務内容又は第2条で規定する区間以外についても災害業務及び除雪作業を実施できるものとする。この場合においては、出張所長又は甲より、乙に別途通知するものとする。

2 乙は、甲以外の事務所(以下「丙」という。)及び丙の要請を受けた業者と現地で遭遇した場合は、甲又は出張所長と連絡をとり、甲又は出張所長の指示のもと相互協力を図るものとする。

3 この協定に基づく防災訓練は、工事契約手続きの企業の信頼性・社会性でいう災害活動実績には認めないものとする。

4 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名・押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和5年 9月 ○日

甲 国土交通省 関東地方整備局  
千葉国道事務所長 藤井 和久 印

乙

印

別紙

出張所	気象庁地震震度観測点（令和5年3月16日現在）
千葉出張所	千葉市、市原市、袖ヶ浦市
酒々井出張所	香取市、成田市、佐倉市、酒々井町、四街道市、稲敷市
木更津出張所	館山市、南房総市、鋸南町、富津市、君津市、木更津市、袖ヶ浦市
柏維持修繕出張所	葛飾区、松戸市、柏市、流山市、我孫子市、野田市、白井市、春日部市
船橋出張所	千葉市、八千代市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、江戸川区
東京国道事務所管内 (BCP 関連)	東京23区（対象震度は6弱以上）





## 災害時における災害応急対策業務に関する協定書

(区間 28,区間 22,区間 26,区間 27 の場合)

国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所長（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、災害時における千葉国道事務所所管施設等の早期情報収集及び災害応急対策（以下「災害業務」という。）及び雪害時における所管施設の除雪作業（以下「除雪作業」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 本協定は、国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所が管理又は工事中の施設等（以下「所管施設」という。）が地震・大雨・大雪等の異常な自然現象及び予期できない災害等の発生又は発生の恐れがある場合において、発生した災害に関する早期情報収集、災害業務及び除雪作業に関し必要な事項を定め、甲乙双方が協力して災害の拡大防止と所管施設の早期復旧に資することを目的とする。

### (実施区間)

第2条 「災害業務」及び「除雪作業」の実施区間は、以下のとおりとする。

〇〇出張所管内 国道〇〇号 〇〇から〇〇

- 2 災害の状況により協定者に連絡がつかない区間、又は協定を辞退して協定者が不在の区間が発生した場合等において、上記で規定する区間以外についても災害業務及び除雪作業を要請する場合がある。乙は原則としてこれに応じるものとする。
- 3 東京都23区内で震度6弱以上を観測した場合、第2条1項で示した区間以外について、甲又は乙から出動を要請出来る。

### (協力要請)

第3条 甲は所管施設に災害が発生又は発生の恐れがある場合において必要と認めるときは、乙に対し災害業務の協力を要請することができるものとする。

- 2 甲は所管施設に降雪による災害が発生又は発生の恐れがある場合において必要と認めるときは、乙に対し除雪作業の協力を要請することができる。

### (建設資機材等の報告)

第4条 本協定締結時に乙は、あらかじめ災害業務及び除雪作業の実施に際し、稼働可能な建設資機材及び人員の数量（以下「建設資機材等」という。）を把握し、甲へ書面により報告するものとする。また、建設資機材等並びに体制については毎年度4月と10月に甲へ書面により報告するものとする。

- 2 乙は前項で報告した内容に著しい変動が生じたとき、又は甲が報告を求めたときは、速やかに報告するものとする。
- 3 甲は、甲が保有する建設資機材等について、あらかじめ書面により乙に通知するものとする。

(建設資機材等の提供)

第5条 甲及び乙は、それぞれから要請があった場合、特別な理由がないかぎり相互に建設資機材等を提供するものとする。

(甲、乙相互の連絡窓口)

第6条 甲及び乙は相互の連絡窓口（乙においては、社内の指示体制を把握し、甲の要請に対し責任ある対応の出来る者）を定めるものとする。

2 甲、乙の連絡窓口（氏名、役職、連絡先（平日、休日の電話、メール等）は、甲、乙間で共有するものとし、本協定以外の目的には使用しないものとする。

(災害業務の内容)

第7条 甲が、乙に対し要請を行う災害業務の内容は以下の通りである。

① 緊急点検（パトロール）

甲の所管施設に災害が発生又は発生が予想される場合における損傷箇所等災害の把握と報告を行う。

緊急点検時は、損傷箇所や交通渋滞等の事象を確認する毎に報告を行う。

② 緊急措置

道路利用者の安全確保を図るため、危険箇所にバリケードやロープ等の設置、また危険箇所の注意喚起や交通規制の措置を周知する案内板や標識等を設置する。

また、必要に応じて甲が保有する災害対策用機械等の運搬及び操作を行う。

③ 道路啓開

緊急車両の通行の確保（原則として2車線確保とするが、災害状況によりやむを得ない場合は1車線確保とし、必要に応じ誘導員を配置）を図るため、散乱している障害物の除去や段差発生箇所の路面及び橋梁部への土嚢等による段差処理や災害対策基本法第76条の6に基づく放置車両の移動等を実施する。

④ 応急復旧

道路啓開後、甲の指示のもと、緊急輸送道路の機能を確保するため、土嚢等による段差処理をアスファルトによる簡易舗装にするなど、各災害箇所の状況に応じた段階的な復旧を実施する。

⑤ 災害対策基本法第76条6に基づく業務

⑥ その他

これらの業務を実施するに当たり甲は、乙に対し必要に応じて甲が保有する災害対策用機械等の運搬及び操作を実施する作業員の派遣を依頼することができるものとする。

(訓練)

第8条 乙は、甲が主催または参加する防災訓練に甲から参加依頼があった場合は参加するものとする。

2 乙は、災害対策用機械等の運搬、展開を円滑に行うために甲が実施する操作訓練に参加するものとする。

(出動の要請)

第9条 甲は、第3条(協力要請)により乙に協力を要請する場合は、書面又は電話等の方法により乙に出動を要請するものとする。ただし、甲乙相互の通信連絡が不能で乙が災害状況を把握している場合は、甲からの出動要請があったものとみなし、乙の判断で出動するものとする。但し緊急かつやむを得ない状況で、電話要請を行った場合、甲は速やかに書面を作成し、書面提示が可能となった時点で乙へ提示する。また、乙も受諾の意思を甲に書面をもって示さなければならない。

2 第7条(災害業務の内容)①の緊急点検は、第2条(実施区間)と同一区間内で震度6弱以上を観測した場合、甲からの出動要請があったものとみなし、自主判断により緊急点検を開始すること。

3 東京23区内で震度6弱以上の場合は、発災後甲より要請があったとみなし本協定第2条(実施区間)の区間の緊急点検(パトロール)、緊急措置を速やかに実施するものとする。

緊急点検後、道路啓開のための体制を構築し、船橋防災センターに集合し、甲の指示に従い、都心方向への道路啓開及び応急復旧を行うものとする。

4 乙は、甲より出動要請を受けた場合、又は乙の判断で出動した場合は、出来る限り速やかに現場責任者を定め、甲及び当該業務実施区間を担当する出張所長(以下「出張所長」という。)に氏名・連絡先等を報告するものとする。

(災害業務の指示等)

第10条 出動後の災害業務の指示及び監督は、担当する出張所長が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。ただし、第9条(出動の要請)第1項ただし書きによる甲の出動要請が困難な場合は、乙の判断で必要な応急対策等を行うものとする。

2 前項のただし書きにおいて、甲と連絡が可能となった場合は、乙はその実施内容を速やかに甲及び出張所長へ報告するものとする。

3 東京23区内が震度6弱以上の場合で、東京23区内へ出動要請を受けた乙の出動指示、業務監督指示は甲の災害対策支部内に設置された対策班(以下「千葉県国道対策班」という。)が行うものとする。

(除雪作業の内容)

第11条 甲が乙に対し要請を行う除雪作業は、車道及び歩道等における除雪・排雪・凍結防止材の散布及び甲の指示に基づく作業とする。

なお、第2条(実施区間)以外についても除雪作業を要請する場合がある。

(除雪作業の出動要請)

第12条 甲による除雪作業の出動要請は、出張所長より乙に対し、電話もしくはメール、書面等により指示するものとする。

(除雪作業の指示)

第13条 除雪作業の作業内容は、出張所長が指示及び監督を行うものとする。乙はその指示に従うものとする。

(除雪作業の実施)

第14条 乙は第13条(除雪作業の指示)に基づく出動の指示があった場合には、直ちに出勤し要請された作業区間の除雪作業に着手するものとする。

(災害業務又は除雪作業の報告)

第15条 乙の現場責任者は、災害業務又は除雪作業の要請区間に到着し作業開始時、作業中間での状況及び作業完了時に、出張所長へその旨を電話もしくはメール等により速やかに報告するものとする。

(災害業務又は除雪作業の実施報告)

第16条 乙の現場責任者は、災害業務又は除雪作業完了後、参集場所から出発時刻・作業開始時刻・作業終了時刻及び作業者の員数、使用した建設資機材等の内訳を書面により速やかに出張所長へ報告するものとする。また、業務又は除雪作業の着手前の被災又は、降雪状況の写真を撮影するものとする。

業務途中段階、業務完了時、除雪作業完了時においても、写真の記録を残すものとし、出張所長へ実施報告書といっしょに提出するものとする。

2 第7条の緊急点検(パトロール)については、出張所長の指示する日報様式(ルート及び時刻、又は徒歩等で実施した場合はその旨を明記)を提出するものとする。

3 甲は、必要に応じて応急対策等の途中段階で使用した建設資機材等の報告を求めることができるものとする。

4 第10条(災害業務の指示等)3項の出動要請による業務完了報告は、千葉県国道対策班へ提出するものとする。

(契約の締結)

第17条 甲及び乙は、第7条に基づき乙に出動要請(第9条(出動の要請)2項及び3項及び第12条(除雪作業の出動要請)を含む)したときは、遅滞なく随意契約を締結するものとする。但し、情報連絡訓練等、実働を伴わない軽微な内容等は除く。

(費用の請求)

第18条 乙は災害業務又は除雪作業完了後、(防災訓練は除く)当該業務又は作業に要した費用の見積書を作成し、出張所長経由で甲に提出するものとする。

(費用の支払)

第19条 甲は、第17条(契約の締結)による見積書の内容を精査し、契約書に基づきその費用を支払うものとする。

(損害の負担)

第20条 災害業務又は除雪作業の実施にともない、甲乙双方の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、又は建設資機材等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後、速やかにその状況を書面により報告し、その処置について甲乙協議して定めるものとする。

(緊急通行車両)

第21条 本協定締結後、本協定に基づき乙は甲に乙が保有している緊急通行車両に登録可能な車両を事前に届け出るものとする。

(身分証明書の発行)

第22条 災害対策基本法に基づく災害業務を行う場合は、乙は甲が発行する「身分証明書」を携帯するものとする。

(有効期限)

第23条 この協定の期間は、令和5年10月1日から令和8年9月30日までとする。

(協定の解約)

第24条 甲乙において、協定を継続できない事情が発生した場合は、甲乙協議のうえ協定を解約できるものとする。

2 乙において取引停止の事実や不渡りの情報、会社更生法・民事再生法の申請等があった場合、甲は書面による通告をもって本協定を解除することができる。

(その他)

第25条 災害状況等により、第7条(災害業務の内容)で規定する以外の業務内容又は第2条で規定する区間以外についても災害業務及び除雪作業を実施できるものとする。この場合においては、出張所長又は甲より、乙に別途通知するものとする。

2 乙は、甲以外の事務所(以下「丙」という。)及び丙の要請を受けた業者と現地で遭遇した場合は、甲又は出張所長と連絡をとり、甲又は出張所長の指示のもと相互協力を図るものとする。

3 この協定に基づく防災訓練は、工事契約手続きの企業の信頼性・社会性でい

う災害活動実績には認めないものとする。

- 4 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名・押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和 5年 9月 ○日

甲 国土交通省 関東地方整備局  
千葉国道事務所長 藤井 和久 印

乙

印

別紙

出張所	気象庁震度観測点（令和5年3月16日現在）
千葉出張所	千葉市、市原市、袖ヶ浦市
酒々井出張所	香取市、成田市、佐倉市、酒々井町、四街道市、稲敷市
木更津出張所	館山市、南房総市、鋸南町、富津市、君津市、木更津市、袖ヶ浦市
柏維持修繕出張所	葛飾区、松戸市、柏市、流山市、我孫子市、野田市、白井市、春日部市
船橋出張所	千葉市、八千代市、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、江戸川区
東京国道事務所管内 (BCP 関連)	東京23区（対象震度は6弱以上）